



【PMI推進枠（事業統合投資類型）】
(別紙2) 証拠書類等の準備に係る留意点

【目次】

1 はじめに	<u>3</u>
2 補助対象経費に関する留意事項	<u>7</u>
3 経費区分別の証拠書類等について	
3.1 全経費区分共通	<u>10</u>
3.2 設備費	<u>16</u>
3.3 外注費	<u>26</u>
3.4 委託費	<u>31</u>
3.5 廃業費	<u>35</u>
4 【賃上げ要件での補助上限額引上げ時】賃金引上げの証拠書類	<u>43</u>

1. はじめに | 事務手引書の構成

- 本書は「補助金交付のための事務手引書（別紙2）証拠書類等の準備に係る留意点」として、経費区分別の証拠書類等の準備に係る留意点について掲載しています。
- 実績報告時に提出が必要な各種様式の記入方法については、「（別紙3）実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル」を参照してください。
- 交付決定後に必要となる対応各種については、「補助金交付のための事務手引書」及び「（別紙1）申請内容変更時の対応整理表」を参照してください。

目次に戻る

補助金交付のための事務手引書

交付決定～補助金の交付・その後の対応に至るまで、対応が必要となる事項と留意点について取りまとめた資料となります。

<掲載内容>

- ・補助事業期間中の要対応事項に関する案内
- ・補助事業完了時の報告（実績報告）に関する案内
- ・検査の実施や補助金の交付等に関する案内
- ・後年の対応事項について

<入手方法>

- ・本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

（別紙1）申請内容変更時の対応整理表

補助事業実施中に、交付申請時の内容に変更が生じた場合について取りまとめた表となります。

<掲載内容>

- ・変更自体の可否
- ・変更が可能である場合に使用する様式番号
- ・変更に伴い必要となる証憑等

<入手方法>

- ・本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

（別紙2）証拠書類等の準備に係る留意点

実績報告時に提出が必要となる証拠書類の詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- ・調達期間や支払方法に関する留意点
- ・経費区分別に必要となる証拠書類の詳細

<入手方法>

- ・本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

（別紙3）実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル

実績報告時に提出が必要となる様式の記入方法の詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- ・様式番号別の記入内容と留意点
- ・実績報告の提出に関する案内等

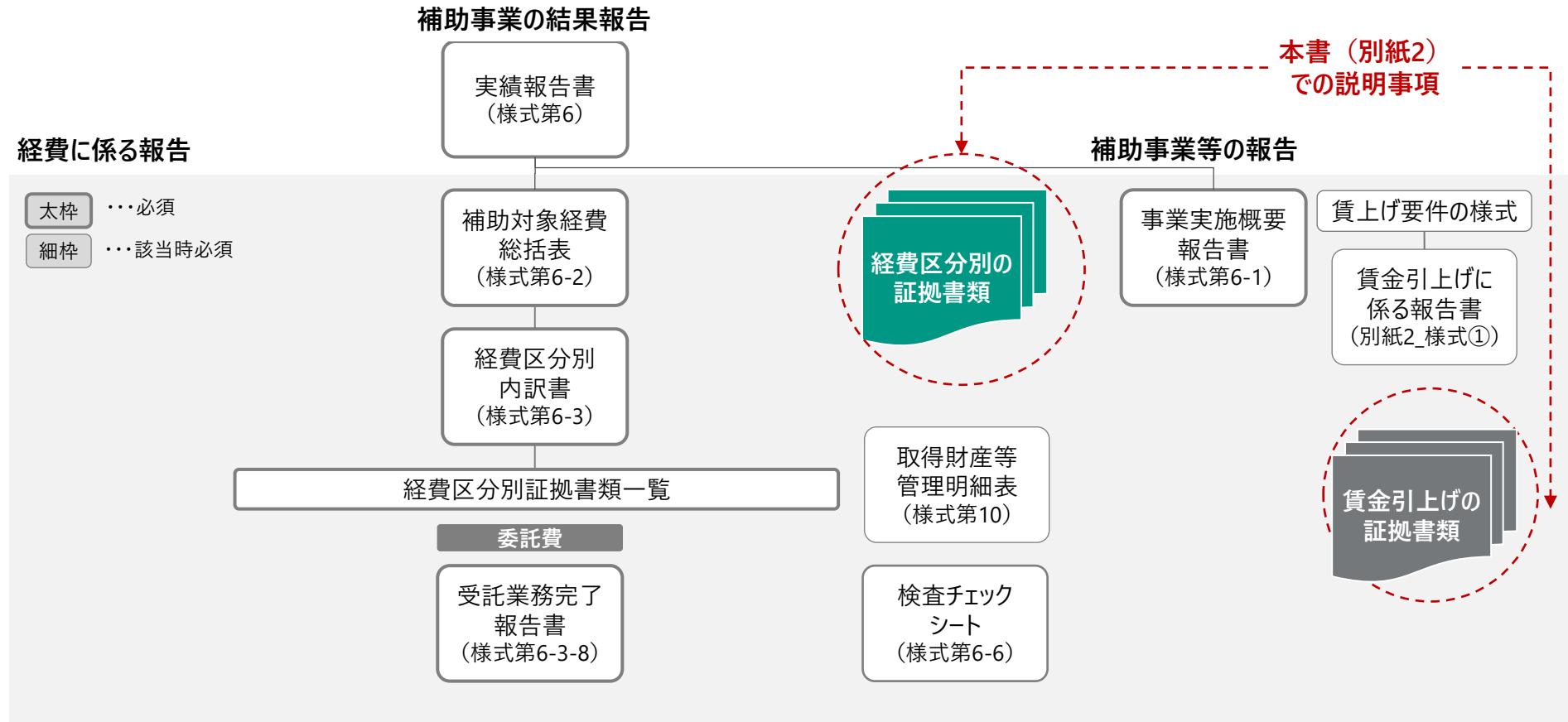
<入手方法>

- ・本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。（※後日掲載予定）

1. はじめに | 本書（別紙2）の掲載内容

PMI推進枠（事業統合投資類型）における実績報告様式と証憑の概要

本書（別紙2）では、「経費区分別の証拠書類」、「補助対象経費に関する留意事項」及び「賃金引上げの証拠書類」について説明します。



1. はじめに | 経費区分別の実績報告様式一覧

補助対象経費の報告時に提出が必要な実績報告様式（経費区分別）

各様式の記入方法詳細は、後日掲載予定の「（別紙3）実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル」を参照してください。

※本書では、様式とは別で提出が必要となる各経費区分別の証拠書類の詳細について案内しています。

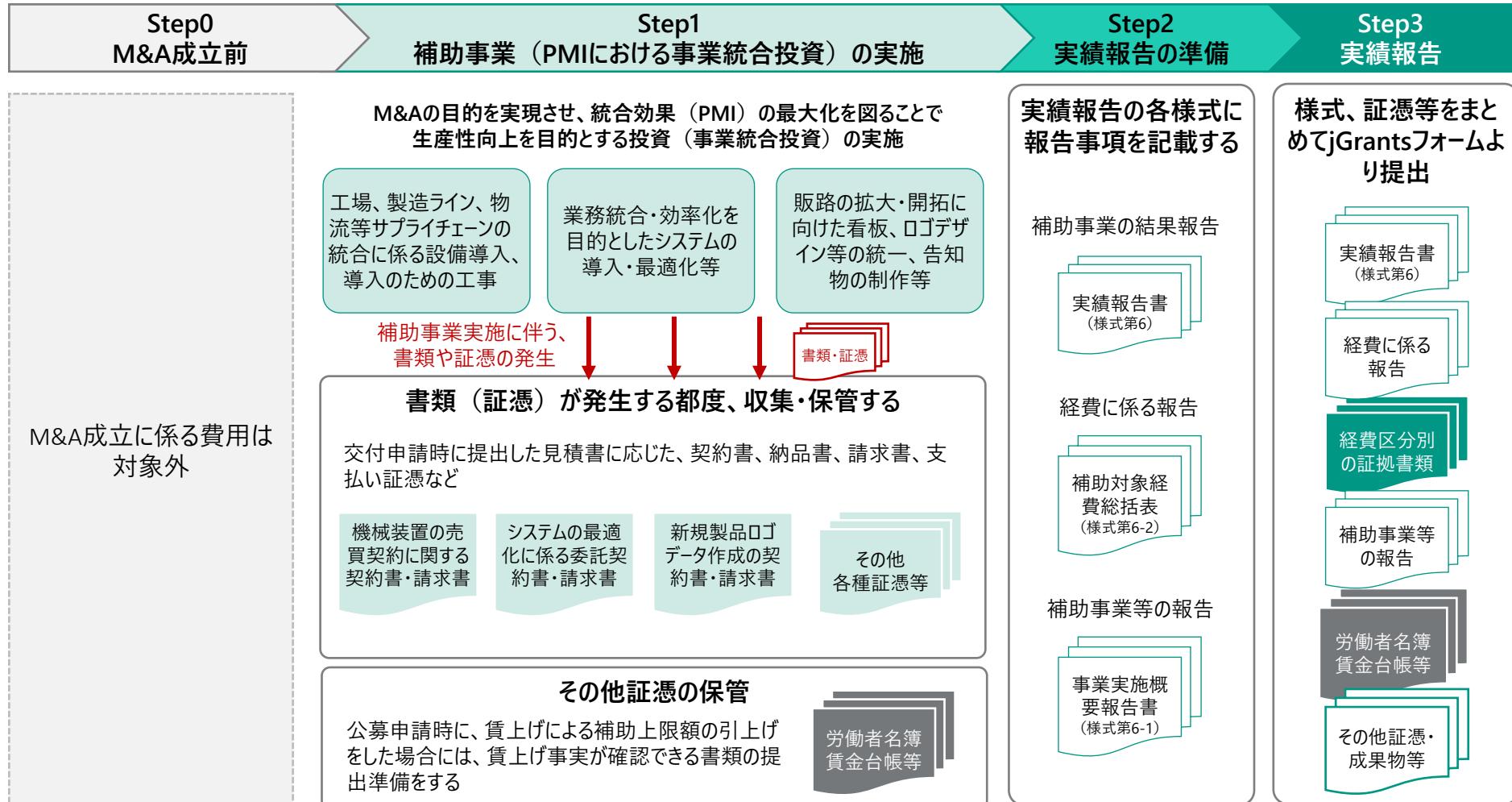
補助対象経費に係る様式（様式番号）	設備費	外注費	委託費	廃業費
補助対象経費総括表（6-2）	必須			
経費区分別内訳書（6-3）	必須			
旅費明細書（6-3-2）	—	—	—	—
出張報告書 ^{*1} （6-3-3）	—	—	—	—
謝金単価報告書（6-3-4）	—	—	—	—
受託業務完了報告書（6-3-8）	—	—	必須	—
取得財産等管理明細書 ^{*2} （10）	該当必須	—	—	—

*1：出張、宿泊等が発生した場合

*2：補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産がある場合

1. はじめに | 実績報告に向けた証憑収集・保管～準備の概要

交付決定後、PMIの事業統合投資を通じた生産性向上等に係る取組を進める際の発注・契約等により発生する証憑は、都度収集・保管しておき、実績報告時や、事業化状況報告時に提出してください。

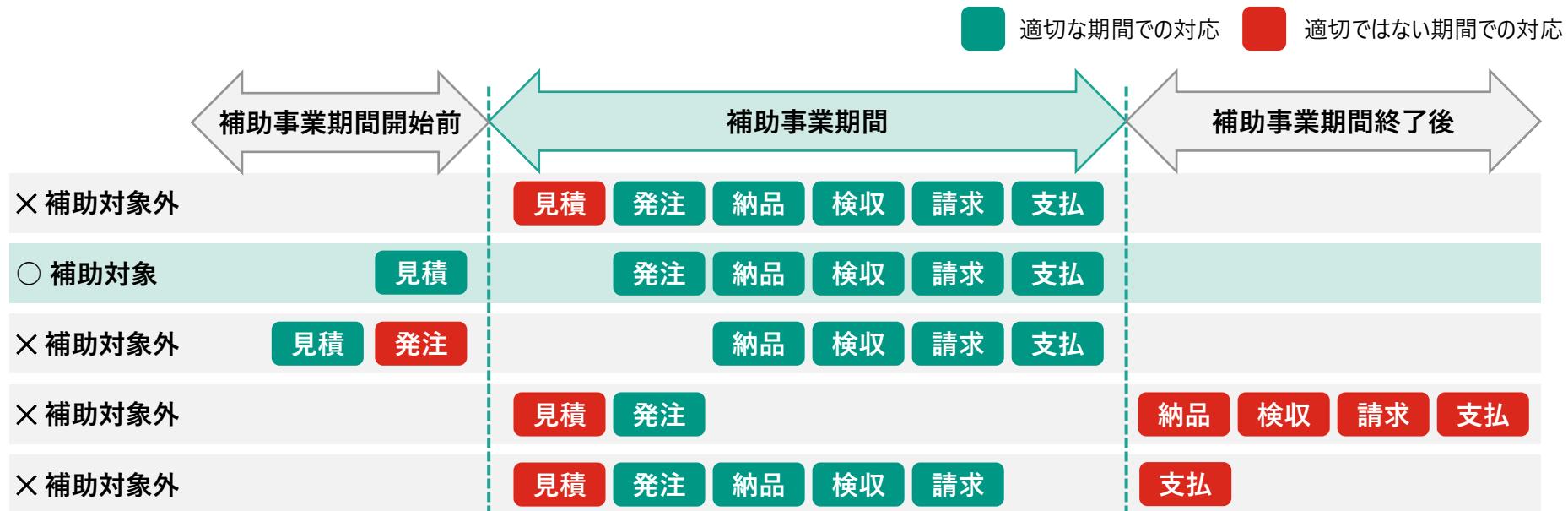


2. 補助対象経費に関する留意事項 | 補助対象経費の要件

【補助対象経費について】

- 補助対象事業を実施するために必要な経費で、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。
- 補助対象経費は、公募要領「9.補助対象経費」に記載の経費区分に分類されます。
- 補助対象経費は、以下の条件を全て満たす必要があります。
 - ① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 補助事業期間内に契約・発注を行い、支払った経費
 - ③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

【見積・発注・支払等のタイミングと補助対象可否判断】



※「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要があります。

2. 補助対象経費に関する留意事項 | 証拠書類準備・支払（1/2）

【実績報告に向けた証拠書類準備・補助対象経費の支払等に関する留意点】

目次に戻る

① 調達～精算過程の遵守

基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった各ステップを踏まえて調達・精算を行い、流れに沿った証拠書類を整理していく必要があります。ただし、専門家活用において例外的に、委託費のうち着手金を支出する場合については、委託先からの実績報告・検収より前の支払いであっても当該経費を補助対象経費とします。

② 対象外費用に関する理解

補助金実績報告書作成費用や確定検査等を受けるための費用は、補助対象経費となりませんので注意してください。金融機関に対する振込手数料及び為替差損等についても補助対象経費とはなりません（振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします）。

③ 支払負担者・支払方法の遵守

補助対象経費の支払いは、補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」または「クレジットカード1回払い」のみ対象となります。
支払負担者が補助事業者以外の場合や、以下ア)～オ)に記した手法による支払いは、補助対象経費なりません。

<対象外となる支払方法>

- ア) 口座から現金を引き出しての振込（手形及び小切手も含む）
- イ) 相手方への現金での支払い
- ウ) 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
- エ) 仮想通貨での支払い
- オ) キャッシュレスサービスでの支払い（PayPay、Suica等）

④ 外貨による支払時の追加資料準備

海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払時の為替レート（クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート）を適用することになります。支払日当日のレート（適用レートTTS）を証する書類を整備してください。また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものをご用意ください。

2. 補助対象経費に関する留意事項 | 証拠書類準備・支払（2/2）

【実績報告に向けた証拠書類準備・補助対象経費の支払等に関する留意点】

⑤ 消費税及び地方消費税の減額

補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。

⑥ 源泉徴収処理の実施

源泉徴収を行う必要のある経費については、当該処理（補助対象者において預り金処理または税務署への納付等）を示す資料を整理してください。

⑦ 端数の切り捨て処理

補助対象経費の算出過程において1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てによる経費計上となります。

⑧ 補助事業事務処理マニュアルの確認

各経費に関しては、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）を参照する必要があります。

⑨ 交付決定後の計画変更

補助事業へ補助対象経費の変更や申請者情報の変更など、補助事業期間中に申請内容の変更が生じた場合、「（様式第3）計画変更（等）承認申請書」や「（様式第16）補助金登録変更届」など、適切な書類の提出・手続きを実績報告前に実施する必要があります。

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

■ 経費区分別の証拠書類（全経費区分共通）

	要否	書類名	条件	記載ページ
－	－	経費対象における留意点	－	11
－	－	支払いに関する留意点	－	12
①	該当必須	支払確認資料（銀行振込）	支払いが銀行振込の場合	13
②	該当必須	支払確認資料（クレジットカード1回払い）	支払いがクレジットカードの場合	14
③	該当必須	電子契約締結時の証憑	電子契約を締結した場合	15

目次に戻る

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

▶ 経費対象における留意点

以下の経費については、**経費区分を問わず補助対象とはなりません**ので、必ずよく確認の上、補助事業に臨んでください。

経費区分を問わず対象とならない経費の一部

※太字項目は特に注意してください。

▼チェック欄

	汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 例) パソコン（デスクトップ、モバイル共）、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等容易に持ち運びができる、他の目的に使用できるもの
	一般事務用ソフトウェアの購入費、一般事務用ライセンス費用
	Web サイトの新規制作・更新等に係る費用
	通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
	販売用商品（有償で貸与するものを含む）の製造及び開発の外注に係る全部または一部の費用（パッケージデザインを含む）
	事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代、包装紙等 例) 宿泊施設・飲食店等で使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等
	団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費

▼チェック欄

	経営者及び従業員等のスキルアップ、能力開発のための研修に係る費用
	売上原価、製造原価の対象となるもの 例) レンタル業におけるレンタル品購入費やメンテナンス・保管費用、商品デザイン、商品パッケージデザイン、商品開発費
	中古品、新古品、不動産購入費
	飲食、奢侈、遊興、娛樂、接待（ノベルティ代、記念品代、粗品代等含む）の費用
	プリペイドカード、商品券等の金券、割引クーポン付チラシ等
	自動車等車両の修理費・車検費用
	公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
	振込手数料、代引き手数料、為替差損等
	借入金等の支払利息及び遅延損害金
	他の事業との明確な区分が困難である経費
	公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

▶ 支払いに関する留意点 支払いに関しては、以下①、②の留意点を必ずご確認の上、支払確認資料を準備・提出してください。

■ 留意点①：支払手段について

- 本補助金では、補助対象経費の支払手段を以下の2種に限定しています。
 - ・ 補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」
 - ・ 補助事業者名義による「クレジットカード1回払い」
- ※ 必ず補助事業者名義の口座から支払を実施してください

■ 対象外となる支払手段について

- 以下の支払手段は、いずれも**補助対象外**となります。
- ・ 口座から現金を引き出しての振込（手形及び小切手も含む）
 - ・ 相手方への現金での支払い
 - ・ 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
 - ・ 仮想通貨での支払い
 - ・ キャッシュレスサービスでの支払い（PayPay、Suica等）

■ 留意点②：支払口座、支払負担者について

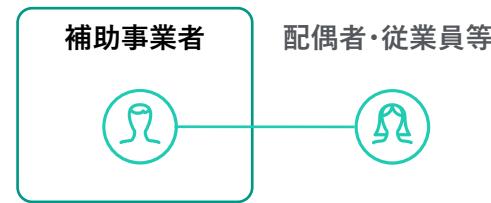
- 支払口座や支払負担者については、以下のルールにしたがってください。
 - ・ 事業用資金口座から支払われていること
 - ・ 対象経費の支払負担者は補助事業者かつ契約当事者であること

【補助事業者とは】
交付決定通知書上に記載されている、事業者（法人名、個人事業主名、共同申請者たる法人名、個人名）を指します。

【補助事業者以外の支払いにより、経費の払い出しができない事例】

- ケース1：個人事業主の補助事業者において、補助事業のサポートを配偶者が進めることになったので、配偶者のクレジットカードで備品等を購入した。

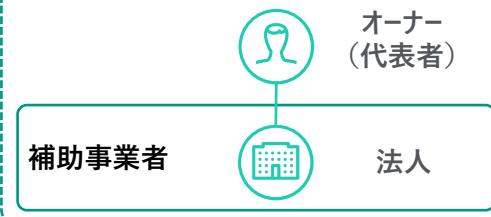
補助事業の取組



補助事業の取組の関係者でも、補助事業者は個人事業主のため、配偶者・従業員名義で支払った経費負担分は**補助対象と認められません**。

- ケース2：法人補助事業者において、オーナー（代表者）個人の資金口座から振込を実施した。

補助事業の取組



補助事業者である法人のオーナーであっても、補助事業者はあくまで法人のため、オーナーの個人口座から支払った経費負担分は**補助対象と認められません**。

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

① 支払確認資料（銀行振込）

該当必須

資料準備の留意点

- 補助事業者名義の事業用資金口座からの支払いが必須です。
- 振込の方法については、窓口・ATM・インターネットバンキング等のいずれも問題ありません。

(具体的な留意点) 以下の2種に相当する証憑を提出してください。

① 振込先の情報が確認できる証憑

以下1~3が明確に確認できるもの。

1. 「支払いの相手先名」「相手先口座番号」など口座情報
2. 「支払日」
3. 「支払額」

【具体的な証憑】

以下のいずれかを提出してください。

- ✓ 銀行振込受領書
- ✓ 銀行利用明細書
- ✓ インターネットバンキングによる振込を証明できる画面を印刷したもの
- ✓ 振込照会機能で振込が確認できる画面を印刷した資料

② 振込元（補助事業者）の情報・支払事実が確認できる証憑

以下1~3が明確に確認できるもの。

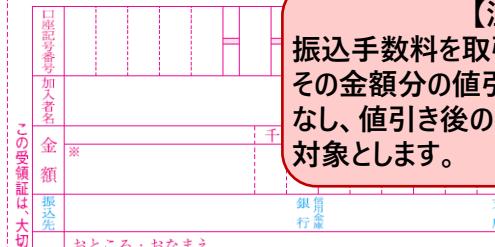
1. 「通帳の表紙」
2. 「口座名義・番号等口座情報が印字されている部分」
3. 「経費支払の該当部分」

※ インターネットバンキング等で通帳を作成していない場合は、上記情報が記載されている画面の印刷資料を提出してください。

※ 上記3について、インターネットバンキング等の場合は、**振込予約 / 承認ではなく着金が確認できる取引画面**を提出してください。

【① 銀行振込受領書の例】

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）



【注意】

振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の消費税抜額を補助対象とします。

【② 通帳コピーの例】

普通預金(兼お借入明細)

	引出金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
7	3,000,000		
8	8,000	水道代	2,992,000
9	15,000	電気代	2,977,000
10	300,000	トド'サン	3,277,000
11	950,000	給料振込	2,327,000
	200,000	ヒカシ	2,127,000
	30,000	カサセ'イリシ'ムショ	2,097,000

【注意】

「表紙」と「口座名義・口座番号等が印字されている部分」が必要となります。

※ 該当取引部分にはマークなどを付し、判別しやすいようご協力ください。

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

② 支払確認資料（クレジットカード1回払い）

該当必須

資料準備の留意点

- 補助事業者が法人の場合は法人名義のクレジットカードである必要があります。
- 支払回数は1回のみ対象で、分割払いは対象外となります。

(具体的な留意点) 以下の3種に相当する証憑を提出してください。

① 領収証

以下1、2が明確に確認できるものを提出してください。

1. 決済手段がクレジットカード1回払いであること
2. 金額の内訳（商品価格と消費税）

- ・ カード払い等の明記がない場合、「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付いただく形でも問題ありません。
- ・ 金額の内訳については、レシート等の他、見積書や納品書等を補足資料として提出していただく形でも問題ありません。

② カードご利用代金明細書

カード会社発行の（口座引落確認が可能な）「カードご利用代金明細書」を提出してください。（オンラインでの明細等情報を印刷したものでも構いません。）

③ カード代金支払元の情報・支払事実が確認できる証憑

以下1～4が明確に確認できるもの。

1. 「クレジットカード口座の通帳の表紙」
2. 「口座名義・番号等口座情報が印字されている部分」
3. 「経費支払の該当部分」
4. 「引き落とし日」

※ インターネットバンキング等で通帳を作成していない場合は、上記情報が記載されている画面の印刷資料を提出してください。

【カード明細の例】

ご利用代金明細	
お支払い日	07/05
当月のご請求金額	100万円
当月のご請求金額内訳	
回数限定払い	0円
リボルビング	0円
カード年会費特典	0円
割引特典	0円
ご利用カード名	
支払方法	口座振替
ご指定口座	銀行 普通 1234567
ご名義人	
他のカード同一口座での支払いの場合は、ご請求へは合計額で表示させていただきます。	
ご利用限度額	100万円
内キャッシュ	50万円

ご利用明細表
リボルビング払いの明細表は新規ご利用分のみ記載しております。
店別 定期 ご利用日 ご利用料など 検索

【注意】

- ✓ リボ払い・分割払い等は対象外です。
- ✓ 決済日のみならず、補助事業者の口座からカード事業者による引落しが完了する日が補助事業期間内である必要があります。

合計(円)	45,100
-------	--------

目次に戻る

全経費区分共通の
目次に戻る

3.1 経費区分別の証拠書類等について | 全経費区分共通

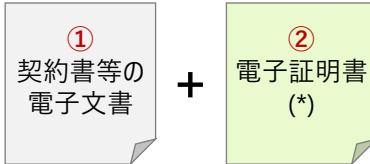
③ 電子契約締結時の証憑

該当必須

■ 電子契約によって発注書や契約書等を締結する場合は、以下①～③の証憑を実績報告時に提出してください。

- ① 締結した電子文書
- ② 電子署名（電子証明書による認証またはメールによる認証）
- ③ 署名者・署名日等が確認できるプロパティ等のデータ

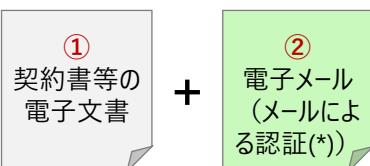
(i) 電子証明書による認証の場合



(*)電子証明書とは、第三者（認証局）によって発行される、電子署名に利用される公開鍵の所有者が契約当事者本人であることの電子的な証明書であり、電子契約における印鑑証明書の役割を果たします。

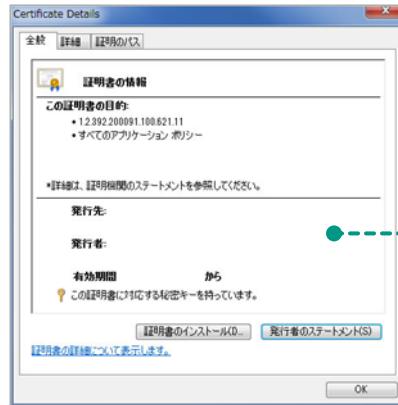
(i)(ii)いずれかを提出

(ii) メール認証の場合



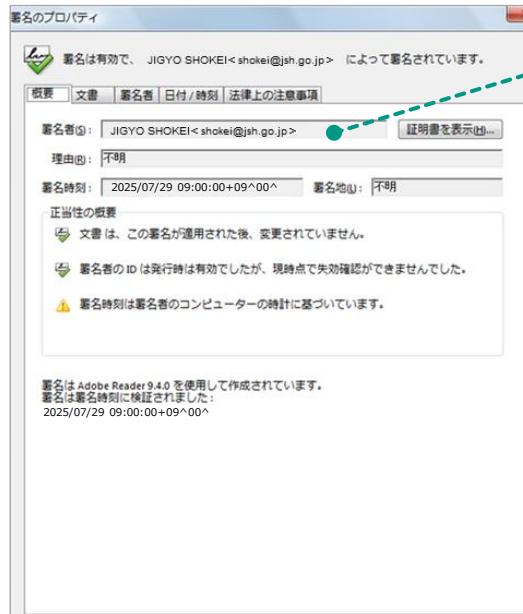
(*)メールによる認証とは、本人性を担保するための電子認証手段としてメールを使い、特定のメールアドレスのみからクラウド上にアクセスして電子文書への署名を行うことにより、なりすましを防ぐプロセスを指します。

③ プロパティ等のデータ



(i)(ii)いずれの場合も③を提出する

- ・ **発行先**：発行者についての氏名等が確認でき、送信者情報と一致していること
- ・ **発行者**：電子証明書の発行者が、電子署名法に基づく認定認証業務者等の認証局であること
- ・ **有効期間**：メールを受信した日ににおいて有効期間内であること



署名者・署名日等が確認できる
プロパティ等（③）の画面コピーを提出
してください。

【注意】

本ページに記載の要件を満たさない契約は、電子契約を締結しているとみなしませんので、注意してください。

例：契約書をドラフト後、文書作成ファイルにて当事者名や印の画像データを貼り付けて保存し、メールによって相手方にのみ送付している場合
(①のみで②、③が確認できないもの等)

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

■ 経費区分別の証拠書類（設備費）

	要否	書類名	条件	記載ページ
①	必須	発注書または契約書	—	17
②	必須	納品書（工事完了報告書含む）	—	18
③	必須	請求書	—	19
④	必須	写真 ※取得設備へのシール貼付が確認できるもの	—	20
⑤	該当必須	購入理由書（推奨）	設備等の購入理由補足として	21
⑥	該当必須	工事時の証憑	工事を発注した場合	22
⑦	該当必須	量販店・ホームセンター等での物品等購入時の証憑	量販店等で購入した場合	23
⑧	該当必須	インターネット・通販等での物品等購入時の証憑	オンライン・通販で購入した場合	24
⑨	該当必須	リース契約時の証憑	リース契約をした場合	25
⑩	必須	支払確認資料（全経費区分共通）	—	13

目次に戻る

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

① 発注書または契約書

必須

資料準備の留意点

- 補助事業期間内の発注であることを確認するため、発注日（申込日）が確認できる書類が必要です。
- 契約書で発注・購入条件を定めて取引する場合を除き、発注書は必ず発行してください。また、必ず社印等を押印してください。

(具体的な留意点)

- 発注・契約書上の必要記載事項
※以下①～⑧が確認できることが必要です。
- ① 発注・契約日（補助事業期間内が必須）
- ② 発注・契約先
- ③ 発注・契約元（補助事業者）
- ④ 発注・契約内容
- ⑤ 発注・契約金額（税金表示）
- ⑥ 納期、納品場所
- ⑦ 支払条件
- ⑧ 押印（契約の場合は、双方の記名・押印が必須）

**建設業法に適用される工事の場合、請負契約の締結が必須です。
(詳細は別ページ)**

証憑提出時の留意点

- 発注・契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
- 発注・契約日が補助事業期間内となっているか。
- 契約期間・納期等が補助事業期間内となっているか。
- 押印が完了している発注書・契約書か。
- 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。

注文請書				
■■■■■株式会社	御中	注文書No.	A1111111111-D	日付
代表取締役社長 △△△△△ 様				
件名：●●●●●●の件				
納品期限 20XX/MM/DD				
納品場所 東京都●●区●●●4-5-				
納品先担当部署 製造・開発部門				
担当者(連絡先) 田中 (080-XXXX-XXX)				
合計金額				
No.	品名	数量	単価	金額(税抜)
1	機械装置 (品番：XXXX-X-XXXX)	1	機	4,500,000
合計金額 4,950,000 (税込)				
支払条件	受注者は検査合格通知書領付する。発注者は請求書発行に対して代金を支払う。なお、振込手数料は発注者の負担する。			
特記事項	発注者・受注者で別途書面で定める項を除き、注文書画面の取引約款に従うものとします。			
備考				

注文書				
□□□□□□□□□株式会社	御中	注文書No.	A1111111111-D	日付
代表取締役 ○○○○○ 様				
件名：●●●●●●の件				
納品期限 20XX/MM/DD				
納品場所 東京都●●区●●●4-5- (弊社本社工場)				
納品先担当部署 製造・開発部門				
担当者(連絡先) 田中 (080-XXXX-XXX)				
発注者は、下記の注文を依頼します。				
代表取締役社長 △△△△△ 貨物販売部 発注者 ◇◇◇◇				
社印				
合計金額 4,950,000 (税込)	数量	単価	金額(税抜)	
No.	品名	数量	単価	金額(税抜)
1	機械装置 (品番：XXXX-X-XXXX)	1	機	4,500,000
合計 ￥4,500,000 消費税 450,000 合計金額 4,950,000				
支払条件	受注者は検査合格通知書領付後に請求書を発行し、発行日から5営業日以内に受注者に対して請求書を交付する。発注者は請求書発行月末日に、請求書で指定された口座への現金による銀行振込により、受注者に対して代金を支払う。なお、振込手数料は受注者の負担する。			
特記事項	発注者・受注者で別途書面で定める項を除き、注文書画面の取引約款に従うものとします。			
備考				

目次に戻る

設備費の目次に戻る

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

② 納品書（工事完了報告書含む）

必須

資料準備の留意点

- 発注・契約内容に基づいて役務が完遂されているか確認するために、納品書が必要です。
- 納品書または検収書に検収記録がない場合、補助金の証憑としては不備となりますので、必ず検収記録付の証憑を提出してください。

（具体的な留意点）

- 納品物の検収と、検収記録について
 - ・ 納品書とともに、発注・契約内容が適切に履行されたか、検収（納品物が発注内容に適合するか確認する）を行ってください。
 - ・ 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - ・ 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載または押印
 - ②別途、検収書を作成して提出
 - ・ 工事の場合>工事完了報告書を以て完遂を確認しますので、完了報告の「確認日」「確認者」付きの書類を提出してください。

■ 証憑提出時の留意点

- 納品日（工事完了日等）は補助事業期間内か。
- 納品先及び納品書発行元は、補助事業者及び発注先と一致しているか。
- 納品物及び納品物の金額は、発注内容と整合しているか。
※補助対象経費以外の納品物も含まれる場合は、当該対象経費の納品が個別に確認できることが必須です。
- 検収日（補助事業期間内であること）、検収者が確認できる検収記録は付記されているか。

納品日： ●●年●月●日				
工事完了報告書（兼 納品書）				
〒●●●-●●●● 東京都○○区△△町 1-2-3 ○△ビル 1階 株式会社●●●商事 代表取締役 ●● 一郎 様				
〒●●●-●●●● 東京都○○区△△町 1-2-3 ○△ビル 3階 株式会社●●●工務店 ●● 太郎 TEL 01-2468-1357				
納品金額(税込)	672,100			
本書に記載の通り作業実施を報告いたします。				
NO	品名	数量	単価	金額
1	店舗内装・外装工事一式			
2	内装工事			
3	壁クロス張替 40平米	1	97,000	97,000
4	電気配線工事	1	235,000	235,000
5	店舗内照明器具 ●●製AB777	15	5,000	75,000
6	店舗入り口照明器具 △△社100	1	25,000	25,000
7	商品陳列用什器製作・設置	3	48,000	144,000
8	外装工事			
9	店舗看板製作・設置	1	35,000	35,000
10				
お買い上げ金額	611,000			
消費税	61,100			
合計金額	672,100			

検収記録が確認できない場合、書類不備とみなされます。

・検収日
・担当者名の記名または押印（手書きで可）

20XX/MM/DD
田中 一郎

検収記録

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

③ 請求書

資料準備の留意点

- 納品前の前払いが必要となる取引形態の場合、日付の順が「請求書→納品書」となっても問題ありませんが、その場合は理由書、契約書等でその理由が確認できるように準備してください。
 - 請求書に消費税表記がない場合、消費税相当額を差し引いた額を補助対象経費とします。

(具体的な留意点)

■ 請求書の必要記載事項

以下①～⑦が全て確認できる請求書を提出してください。

- ① 請求書発行日
 - ② 請求先（補助事業者名）、③ 請求書発行元（業者名）
 - ④ 請求内容及び期間等、⑤ 請求金額（税込・税抜明記）
 - ⑥ 支払期日、⑦ 振込先口座（振込の場合）

■ 証憑提出時の留意点

- 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - 請求内容等は発注内容・納品書内容と整合しているか。
 - 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。
(補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができるか。)
 - 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカード一括か。

■ リース契約の場合

- ・ リース期間が補助事業期間に収まらない場合、按分が必要です。
 - ・ 契約金額 × (補助事業期間にかかる契約日数 / 契約日数) = 補助対象経費となりますので、留意してください。

必須

目次に戻る

設備費の目次に戻る

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

④ 写真 ※取得設備へのシール貼付が確認できるもの

必須

資料準備の留意点

- 購入した設備が補助対象のものであるかを確認できる写真が必要です。
- 補助金での取得設備は、本補助金によって取得した設備である旨が確認できるよう、シールを貼り付けて管理していただくことが必須です。
- 取得設備へのシール貼付が確認できる写真を提出してください。

(具体的な留意点)

■ 写真に関して

以下が確認できる写真を提出してください。

=====

① 購入した設備（備品、機械装置等）の全容

② 補助事業実施場所（事務所や工場など）に設置された状態

③ シール貼付 ※リースの場合は不要

=====

1枚に収まりきらない場合は、複数に分けて写真を提出してください。

■ シールに関して

- ・ 作成 > ラベルプリンター等で作成いただきか、市販の備品管理シール等を購入してを記入し、対象設備に貼り付けてください。
- ・ 貼付場所 > 通常の業務に支障のない箇所に恒久的に管理できるよう貼ってください。
※一時的に付箋等の一部分だけで留める等、すぐに剥がれるような状態は確定検査で認められませんので注意してください。
- ・ シール添付できない場合 > 事務所等にその旨を記載した書面を掲示してください。

例) 「〇〇店内装工事については事業承継・M&A補助金（〇次公募）によって実施しました。」

◆取得価格が50万円以上の設備の場合、「（様式第10）取得財産等管理明細表」も併せて提出が必要であり、処分時に制限がかかります。

ラベル名

事業承継・M&A補助金（〇次公募）購入設備

①、②全体
(設置済み)



③シール貼付部



目次に戻る

設備費の目次に戻る

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

⑤ 購入理由書

該当必須

資料準備の留意点

- 業界に特化した機械設備など、一般的に周知された設備等ではない場合、補助対象であることの判断が困難です。購入した設備が補助対象であることがわかるよう、購入理由書を作成することを推奨します。

(具体的な留意点)

- 購入理由書の作成に際して
 - 補助事業で取得した設備等に関して、購入の必要性に懷疑等が生じた場合、購入理由を問うことがあります。
 - 購入理由書は任意の様式で問題ありません。設備の購入決定時に作成し、実績報告の際に提出してください。
 - 推奨記載事項 > 取得理由及び、本補助事業の中でどのように活用していく設備か等をご記入ください。

※確定検査を行う上で疑義が生じる場合は、当初提出がない場合でも、事務局より「購入理由書」の追加提出を求める場合があります。

購入理由書	
補助事業者名 (会社名・役職名・ 代表者名)	株式会社●●商事 代表取締役 ●●一郎
購入した 機械装置・備品等 名称	店舗内装・外装工事一式 (壁クロス張替、電気配線工事、什器製作、看板製作設置等)
取得予定事業者名 (所在地)	××株式会社 (〒●●●-●●●●● 東京都○○区△△町1-2-3 ○△ビル1階)
取得価格 (税込)	550,000 円 (税抜: 500,000 円)
取得理由 (補助事業に必要 な理由)	<p>以下の点を踏まえ、具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置等の概要 機械装置等の用途・必要性 他では代替できない理由
使用場所	①事務所・店舗 ②自宅兼事務所 ③自宅 ④モバイル (②~④の場合、原則として補助対象外です)
使用環境・管理方 法(補助事業での み使用すると判断 できる理由)	<p>本補助事業でだけ使用していることが、第3者が明確に判断でき るように記載して下さい。そうでない場合は、補助対象外となり ます。</p> <p>また、補助事業以外で使用していることが判明した場合は、補助 金の返還請求の対象となります。</p>
(注) 必要に応じて、カタログ等取得予定の機械装置等に係る資料を添付のこと。	

目次に戻る

設備費の目次に戻る

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

⑥ 工事時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

工事の際は、設備費の証拠書類の取扱いルールを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を実施してください。

- 見積書 ※**相見積**についても同様の書類を提出
 - ・ 工事の総額が確認できる**見積書**を提出してください。
 - ・ 見積の内訳書についても、全てのページを提出してください。

- 契約書
 - ・ **建設業法に適用される工事**については、**請負契約書**（発注書と請書による請負契約を含む）の締結・提出が必須です。
 - ・ 対象工事が建設業法に相当するかの判別については、発注した業者等にも確認の上、適切な契約を締結してください。

- 納品書（工事完了報告書）
 - ・ 納品書の代わりに、**工事完了報告書**を提出してください。
(完了日・工期、金額、工事業者の印鑑・工事担当者名、工事写真などが記してあるもの)
 - ・ 業者より提出された工事完了報告書を確認したら、物品購入時の検収記録と同様に、「**確認日**」「**確認者**」を付して提出してください。

- 写真／シールの貼付
 - ・ **工事の概要が分かるよう「工事前」「工事中」「工事後（シール等貼付）」**の3種の写真を提出してください。
 - ・ 工事の場合も他の設備同様に当補助金で取得した資産であることが明確になるようシールやプレート等を貼付してください。（目立たない箇所で差し支えありません）

納品日：工事完了報告書（兼 納品）			
〒●●●●●●● 東京都○○区△△町1-2-3 ○△ビル1階	株式会社●●●商事	代表取締役 ●●一部 様	
納品合計(税込) 672,100	TEL 01-2345-1234	販売金計●●●円	
本文に記載の通り作業実績を報告いたします。			
No.	品名	数量	単価
1	沾附内装・外装工事一式		
2	内装工事	1	97,
3	壁クロス張替 40平米	1	235,
4	電気配線工事	1	5,
5	沾附内装用器具 ●●●ABCD	15	6,
6	沾附入り口用用器具 △△社100	1	25,
7	商品陳列用什器製作・設置	3	48,
8	外装工事	1	26,
9	沾附看板製作・設置		
10			
11			

工期：令和X年X月X日～ X月X日
対象物件所在地：XXXXXX X-X-X
物件名：XXXXXX

必ず、「施工前・中・後」の
計3枚以上の写真を提出

施工前①	施工中①	施工後①
施工前②	施工中②	施工後②

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

(7) 量販店・ホームセンター等での物品等購入時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

量販店・ホームセンター等での物品等購入は、設備費の証拠書類の取扱いルールを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を実施してください。

- 見積依頼書・見積書 ※相見積についても同様の書類を提出
ホームセンター等でも見積書は発行されますので、原則取得してください。
 - 止むを得ない場合のみ カタログ（仕様と価格がわかるもの） を提出してください。

- 発注書または契約書
発注書、契約書いずれも発行が難しい場合は、以下の証憑を提出してください。
 - レシート（内容、店舗名、日付、金額の記載付き）と領証。

- 納品書
納品書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。
 - レシート
※検収記録について
レシートに検収記録を残してください（「検収日」、「検収者」を記載）

- 請求書
請求書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。
 - レシート

なお、購入方法によらず、購入1品目あたりの金額が20万円未満の場合または支払方法が振込、補助事業者名義のクレジットカード1括払い以外の場合は経費の対象外となりますので注意してください。

DIY工事設備材料費、金型費用等は補助対象外となりますので留意してください

【レシート】

●●ホームセンター

新宿店
東京都新宿区○○-○○-○○
TEL: 01-2345-6789

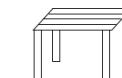
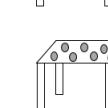
取扱棚
椅子×4
¥8,500
¥6,000

小計
(内消費税等)
お預かり
お釣
¥14,500
1,318
¥15,000
¥500

検収記録

【カタログ】

カタログ（仕様のわかる資料）



3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

⑧ インターネット・通販等での物品等購入時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

- 見積依頼書・見積書 ※相見積についても同様の書類を提出
見積書が取得できる場合は原則取得してください。
 - 止むを得ない場合のみ、Webカタログや、商品画面のキャプチャ等（仕様と価格がわかるもの）を提出してください。

DIY工事設備材料費、消耗品費等は補助対象外となりますので留意してください

- 発注書または契約書
 - 購入完了画面または購入完了メール（注文者、内容、店舗名、日付、金額、納品予定日等が確認できるもの）と領収証

- 納品書

原則として納品書は提出してください。

 - 配送された際に同封されたもの（購入明細書等）

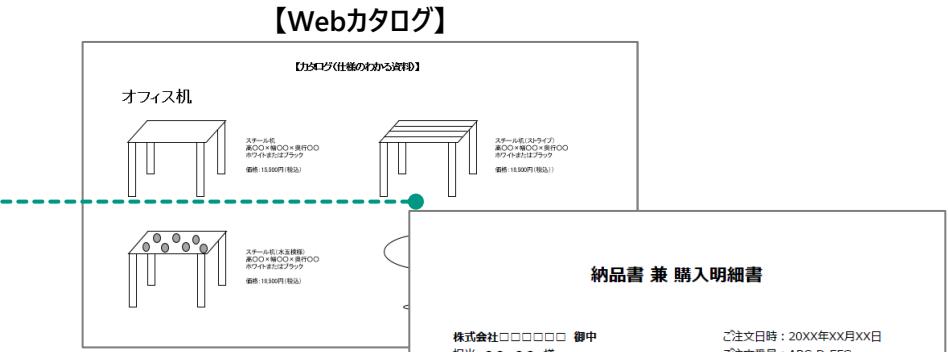
※検収記録について
上記納品書等に検収記録を残してください（「検収日」、「検収者」を記載）

- 請求書

請求書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。

 - 納品時の購入明細書等

なお、購入方法によらず、購入1品目あたりの金額が20万円未満の場合または支払方法が振込、補助事業者名義のクレジットカード1括払い以外の場合は経費の対象外となりますので注意してください。



from: WebショップABC
Sent: Thursday, January 15, 2026 15:37 PM
To: '●●株式会社'
<abcde@jigyoshokai.co.jp>;
Subject: 【WebショップABC】注文完了メール

ご注文が完了しました

注文内容 : XXXXXXXXXXXX

製品No. : XXX-XXXX-X

個数 : 2個

単価 : 150,000円

小計 : 300,000円

合計 : 330,000円

発送予定日 :

注文内容 : XXXXXXXXXXXX

製品No. : XXX-XXXX-X

以上

3.2 経費区分別の証拠書類等について | 設備費

⑨ リース契約時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

リース契約時は、設備費の証拠書類の取扱いルールを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を実施してください。

■ 発注書または契約書

以下の書類を提出してください。

- ・ **リース契約書**（契約当事者双方の記名・押印、リース開始日・期間、リース対象物件、リース料、その他条件等が確認できるもの）

【注意】

事業譲渡によって前代表者からリース契約を引き継ぐ場合、本リース契約は「譲渡資産・負債の一部」とみなされますので、設備費の対象とはなりません。（事業承継そのものに係る費用は当補助事業の対象外となります。）補助事業者がリース契約当事者（名義変更していない）であることが前提となりますので注意してください。

■ 請求書

リース契約書等において、リース料の支払日、支払方法等の具体的な取り決めが確認できる場合は、請求書の提出はなくても問題ありませんが、原則提出してください。

※リース金額が補助事業期間を超える場合は、補助事業期間分のみが対象となり、**日割り計算**を行う月が発生する可能性があります。

リース契約書									
1 対象物件及び数量									
2 設置場所									
3 リース期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで									
4 リース料 月額 ¥ . -									
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ . - (注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、リース料に 10／110 を乗じて得た額である。 () の部分は、貸借人が課税業者である場合に使用する。									
5 契約保証金 免除									
上記のリース契約について、貸借人と貸借人は次の条項により、リース契約を締結し、信義に從って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の趣として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。									
令和 年 月 日									
貸借人									
賃貸人									
印									

（総則）

- 1 条 貸借人（以下「甲」という。）及び貸借人（以下「乙」という。）は、契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の対象物件（以下「物件」という。）を料金を支払うものとする。
- （リース料金）
- 2 条 リース料金は、明書記載の金額とする。
- 2 条 リース料金の計算は、月の月初から月末までの1箇月単位（リース料金の請求及び支払）。
- 3 条 乙は、毎月初めに前月分のリース料金を甲に請求する。
- 2 甲は、乙から前項の規定による適法な請求書を受領した日を乙に支払う。
- 3 乙は、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に請求するときは、第1項の規定にかかわらず同条に定める（物件の引渡し及び使用並びに管理）。
- 4 条 物件は先主から原書に規定する設置場所へ搬入され後、速やかに検査を行い、契約不適合（引き渡された物件が遅延しないものであることをいう。以下同じ。）のないことを付ける。
- 2 甲は、物件の受領後、善良な管理者の注意義務をもって二（物件の契約不適合）。
- 5 条 先主からの物件の引渡しが遅延し、又は物件の受領後を受けたときは、速やかに書面で乙に通知することとし、乙は宿泊請求権を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する権利行使のために、乙に対し同項に對して物件の契約不適合責任を追求できないものとし、先この場合において、甲の請求権の行使について、乙は協力する（物件の所有権）。
- 6 条 乙は、物件にこの所有物である旨の表示をすることまでの間、この状態を維持し、乙の所有権を侵害するような
- 2 甲は、次に掲げる場合においては、事前に書面による乙の（1）物件を頭書に規定する設置場所から移動させること。
- （2）物件に装置、部品等を取り付けること。
- （3）物件を改造すること。
- 3 前項に規定する場合において、これに要する費用は甲の負担（物件の保険）。
- 7 条 乙は、物件に対し、リース期間中継続して動産総合保険に保険事故が発生したときは、甲は速やかにその旨を乙に交付するものとする。
- 3 前項の規定に基づき保険金が乙に支払われた場合は、次の

なお、契約形態によらず、補助事業実施期間においては**支払方法が振込、補助事業者名義のクレジットカード1括払い以外**の場合は経費の対象外となりますので注意してください。

目次に戻る

設備費の目次に戻る

3.3 経費区分別の証拠書類等について | 外注費

■ 経費区分別の証拠書類（外注費）

	要否	書類名	条件	記載ページ
①	必須	請負契約書	—	27
②	必須	検収記録付の納品書	—	28
③	必須	請求書	—	29
④	必須	業務完遂が確認できる成果物（完了報告書等を含む）	—	30
⑤	必須	支払確認資料（全経費区分共通）	—	13

目次に戻る

3.3 経費区分別の証拠書類等について | 外注費

① 請負契約書

必須

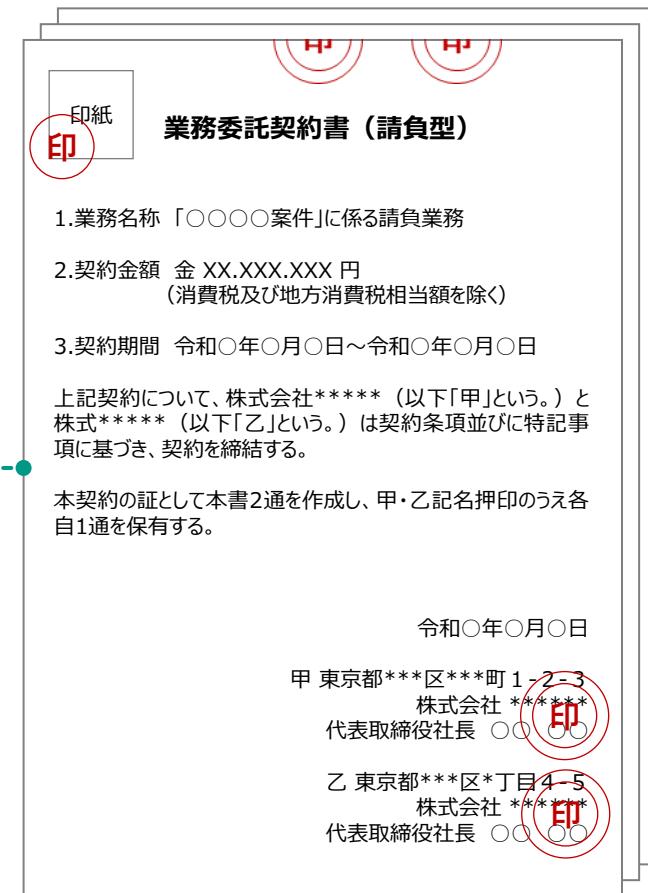
資料準備の留意点

- 外注費の場合は、請負契約を締結する必要があります。
 - 契約内容から請負契約の締結が確認できる証憑を提出してください。
 - 課税文書に相当する場合は、必要に応じて印紙の貼付も適切に行ってください。

(具体的な留意点)

- 契約書上の必要記載事項
以下①～⑧及び請負契約であることが確認できることが必要です。
 - ① 契約当事者
 - ② 契約相手方
 - ③ 契約内容
 - ④ 契約期間
 - ⑤ 契約金額（税金表示）
 - ⑥ 支払条件
 - ⑦ 契約締結日、押印等
 - ⑧ 印紙（必要に応じて貼付）

- 証憑提出時の留意点
 - 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - 契約日が補助事業期間内となっているか。
 - 契約期間が補助事業期間内となっているか。
 - 双方の押印が完了している契約書か。
 - 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。



3.3 経費区分別の証拠書類等について | 外注費

② 検収記録付の納品書

必須

資料準備の留意点

- 請負契約を締結している場合は、納品書を必ず提出してください。
- 納品書または検収書に検収記録がない場合、補助金の証憑としては不備となりますので、必ず検収記録付の証憑を提出してください。

(具体的な留意点)

- 納品物の検収と、検収記録に関して
 - ・ 納品書とともに、発注・契約内容が適切に履行されたか、検収（納品物が発注内容に適合するかの確認）を行ってください。
 - ・ 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - ・ 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載または押印
 - ② 別途、検収書を作成して提出
- ※ 検収記録がない場合、補助事業上は納品が完了していない（=契約が履行されていない）とみなされますので留意してください。

■ 証憑提出時の留意点

- 納品日は補助事業期間内か。
- 納品先及び納品書発行元は、補助事業者及び発注先業者名称と一致しているか。
- 納品物及び納品物の金額は、発注内容と整合しているか。
※ 補助対象経費以外の納品物も含まれる場合は、当該対象経費の納品が個別に確認できることが必須です。
- 検収日（補助事業期間内であること）、検収者が確認できる検収記録は付記されているか。

目次に戻る

外注費の目次に戻る

納品書				
〒100-8363 東京都千代田区▲町3-2-2 事業承継株式会社 代表取締役社長 田中 太郎 様	●●年●月●日 社印 TEL: 03-1234-5678 FAX: 03-1234-8765			
納品日（作業完了日）	202X年XX月XX日			
本書に記載の通り作業が完了したことを報告いたします。				
No	品名	数量	単価	金額
1	○○○○業務	1	1,000,000	1,000,000
2	<作業概要>			
3	・XXXXXX作業			
4	・XXXXXXXX作業			
5	・XXXXXXX作業			
6	<納品物>			
7	・□□□□□□			
8	・□□□□□□			
9	・□□□□□□			
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
25				
検収記録		小計	1,000,000	
		消費税	100,000	
		合計	1,100,000	
20XX/12/10 田中太郎				

3.3 経費区分別の証拠書類等について | 外注費

③ 請求書

必須

資料準備の留意点

- 請求の発生有無及び請求金額を確認します。
 - 個人の専門家による請求書の場合は、源泉徴収分が差し引かれているか必ず確認してください。

(具体的な留意点)

■ 請求書の必要記載事項

以下①～⑦が全て確認できる請求書を提出してください。

- ① 請求書発行日
 - ② 請求先（補助事業者名）
 - ③ 請求書発行元（業者名）
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額（税込・税抜明記）
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦ 振込先口座（振込の場合）

■ 証憑提出時の留意点

- 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - 請求先、請求元、請求内容等は発注内容・納品書と整合しているか。
 - 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。（補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができるか。）
 - 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカード一括か。

3.3 経費区分別の証拠書類等について | 外注費

④ 業務完遂が確認できる成果物（完了報告書等を含む）

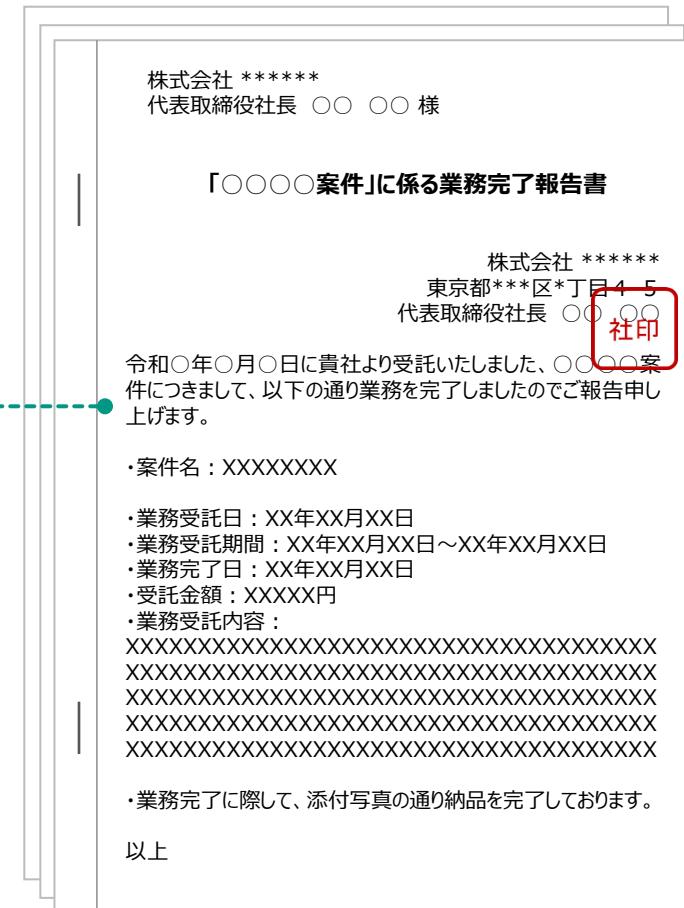
必須

資料準備の留意点

- 請負契約の履行証憑として、成果物を確認します。
- 成果物が無形である等の場合は、請負先が作成した完了報告書等を提出してください。

(具体的な留意点)

- 成果物に関して
 - ・ 成果物そのもの（写しや資料等）が提出できる場合は、当該成果物を提出してください。
 - ・ 成果物が無形である等の場合には、右図のような完了報告書として請負先からの報告証憑を提出してください。
 - ・ 報告書内にて成果物がなるべく詳細に確認できるよう、なるべく画像等を交えて報告書を作成してください。



目次に戻る

外注費の目次に戻る

3.4 経費区分別の証拠書類等について | 委託費

■ 経費区分別の証拠書類（委託費）

	要否	書類名	条件	記載ページ
①	必須	委託契約書	—	32
②	必須	請求書	—	33
③	必須	業務実施内容が確認できる成果物（完了報告書等を含む）	—	34
④	必須	支払確認資料（全経費区分共通）	—	13

目次に戻る

3.4 経費区分別の証拠書類等について | 委託費

① 委託契約書

必須

資料準備の留意点

- 委託費の場合は、委任（委託）契約を締結する必要があります。
- 契約内容から委任契約の締結が確認できる証憑を提出してください。
- 契約前提となる業務内容が確認できるように、必要に応じて補足資料を提出してください。見積書を含めて「〇〇コンサルティング業務」といった摘要のみの場合、追加確認資料を依頼する場合があります。

(具体的な留意点)

■ 契約書上の必要記載事項

※以下①～⑧の記載がない場合、また不明瞭な場合は、書類不備となりますので留意してください。

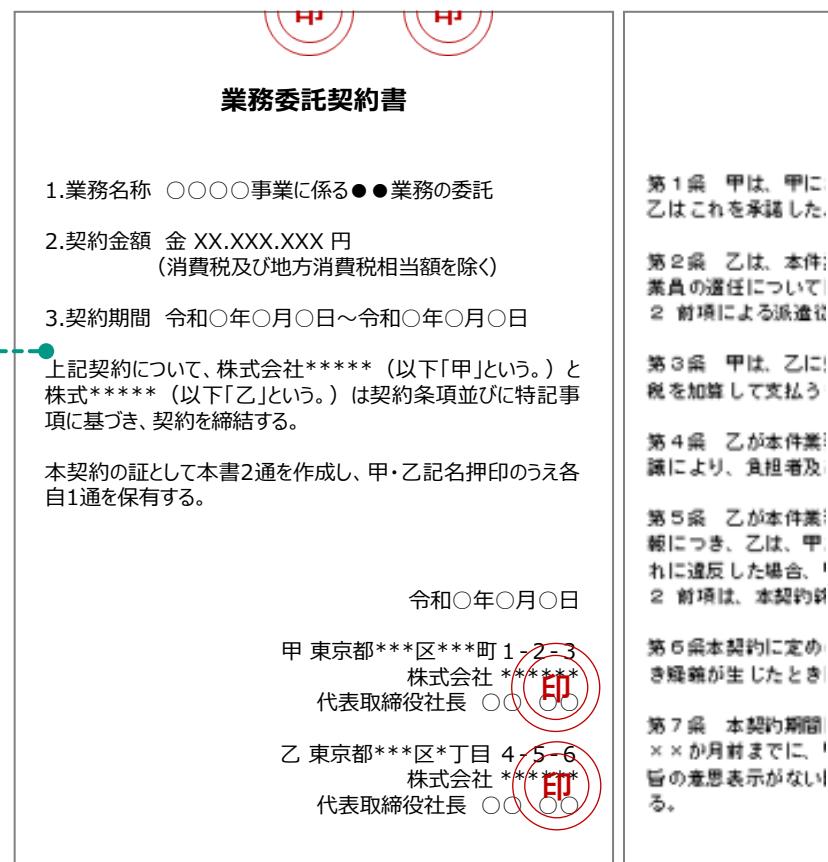
- ① 契約当事者
- ② 契約相手方
- ③ 契約内容（契約条件が委任契約の内容に準じているほか、添付資料を含めて発注内容の詳細が確認できること）
- ④ 契約期間
- ⑤ 契約金額（税金表示）
- ⑥ 支払条件
- ⑦ 契約締結日、押印等

■ 証憑提出時の留意点

- 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
- 契約日が補助事業期間内となっているか。
- 契約期間が補助事業期間内となっているか。
- 双方の押印が完了している契約書か。
- 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。

目次に戻る

委託費の目次に戻る



3.4 経費区分別の証拠書類等について | 委託費

② 請求書

必須

資料準備の留意点

- 納品前の前払いが必要となる取引形態の場合、日付の順が「請求書→納品書」となっても問題ありませんが、その場合は理由書、契約書等での理由が確認できるように準備してください。
- 請求書に消費税表記がない場合、消費税相当額を差し引いた額を補助対象経費とします。

(具体的な留意点)

- 請求書の必要記載事項
以下①～⑦が全て確認できる請求書を提出してください。

 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先（補助事業者名）
 - ③ 請求書発行元（業者名）
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額（税込・税抜明記）
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦ 振込先口座（振込の場合）

- 証憑提出時の留意点
 - 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - 請求内容等は発注内容と整合しているか。
 - 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。
(補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けがで
きているか。)
 - 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカード一括か。

目次に戻る

委託費の目次に戻る

請求書

事業承継株式会社
代表取締役社長 田中 太郎 様
請求書No. 1234-5678
請求書発行日 202X年X月X日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名: XXXXXXXX
支払期日 202X年X月X日
納品日 202X年X月X日

事業承継促進株式会社
〒100-8363 東京都千代田区▲▲町3-3 □□ビルディング
TEL : 03-1234-5678
FAX : 03-1234-5678
担当 : 山田 花子 社印

No.	摘要	数量	単位	単価	金額（税抜）	
1	○○に関する契約書に難型作成費用	10	頁	10,000	¥100,000	
合計金額						
					小計	¥100,000
					消費税等	¥10,000
					合計金額	¥110,000

振込先 □□□□銀行□□□□支店 (321)
普通 1234567 | 事業承継促進株式会社

特記事項
備考
支払期日が金融機関休業日の場合は前営業日までにお振込頂きますようお願い申し上げます。
振込手数料はご負担願います。

以上

3.4 経費区分別の証拠書類等について | 委託費

③ 業務実施内容が確認できる成果物（完了報告書等を含む）

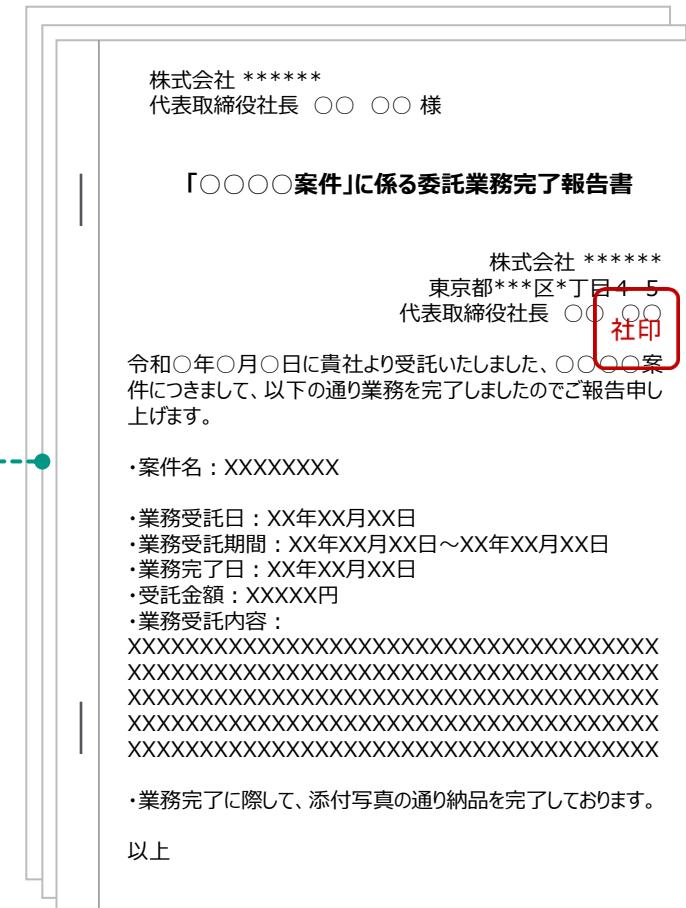
該当必須

資料準備の留意点

- 委託業務においては、原則として委託先からの『受託業務完了報告書』の提出を以て委託内容を確認しますが、**委託業務の履行証憑として、成果物を確認させていただく場合があります。**
- その際は、業務委託内容が客観的に確認できる成果物、レポート等の証憑を提出してください。

（具体的な留意点）

- 成果物に関して
 - ・ 成果物そのもの（写しや資料、レポート等）が提出できる場合は、当該成果物を提出してください。
 - ・ 成果物が無形である等の場合には、右図のような完了報告書として請負先からの報告証憑を提出してください。
 - ・ 報告書内に成果物がなるべく詳細に確認できるよう、なるべく画像等を交えて報告書を作成してください。



目次に戻る

外注費の目次に戻る

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

■ 経費区分別の証拠書類（廃業費1/2）

	要否	書類名	条件	記載ページ
①	必須	契約書（発注書と請書による契約を含む）	－	37
		【廃業支援費】発注書または契約書	－	37
		【在庫処分費（自己所有物）/解体費（自己所有物）/原状回復費（借用物）/移転・移設費】請負契約書（発注書と請書による契約を含む）	－	37
		【原状回復費（自己所有物）】賃貸借契約書（原状回復条件記載有）	－	38
②	必須	業務完了書類（検収記録付き）	－	39
		【廃業支援費】納品書または完了報告書等	－	39
		【在庫処分費（自己所有物）】廃棄証明書または廃棄完了報告書等	－	39
		【解体費（自己所有物）】解体・処分証明書または工事完了報告書等	－	39
		【原状回復費（借用物）】原状回復証明書または工事完了報告書等	－	39
		【移転・移設費】移転・移設証明書または工事完了報告書等	－	39
③	必須	請求書	－	40

目次に戻る

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

■ 経費区分別の証拠書類（廃業費2/2）

	要否	書類名	条件	記載ページ
④	該当必須	写真	-	41
		【在庫処分費（自己所有物）】商品在庫の処分前・処分後の写真	対象の経費区分に該当する場合	41
		【解体費（自己所有物）】設備機器等の解体・処分前と、解体・処分後の写真	対象の経費区分に該当する場合	41
		【原状回復費（借用物）】対象物件等の原状回復前・原状回復後の写真	対象の経費区分に該当する場合	41
		【移転・移設費用】対象設備等の移転前・移転後の写真	対象の経費区分に該当する場合	41
⑤	該当必須	【廃業支援費】登記完了証、閉鎖事項全部証明書等の写し	対象の経費区分に該当する場合	42
⑥	必須	支払確認資料（全経費区分共通）	-	13

目次に戻る

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

① 契約書（発注書と請書による契約を含む）

必須

資料準備の留意点

- 廃業支援費の場合は、発注書または契約書を提出してください。
- リース解約費の場合は、リース解約契約書（通知書）を提出してください。
- 廃業費の経費区分のうち、在庫処分費（自己所有物）/解体費（自己所有物）/原状回復費（借用物）/移転・移設費は、請負契約（発注書と請書による契約を含む）の締結が必要となりますので、注意してください。

（具体的な留意点）

■ 契約書上の必要記載事項

以下①～⑧が確認できることが必要です。

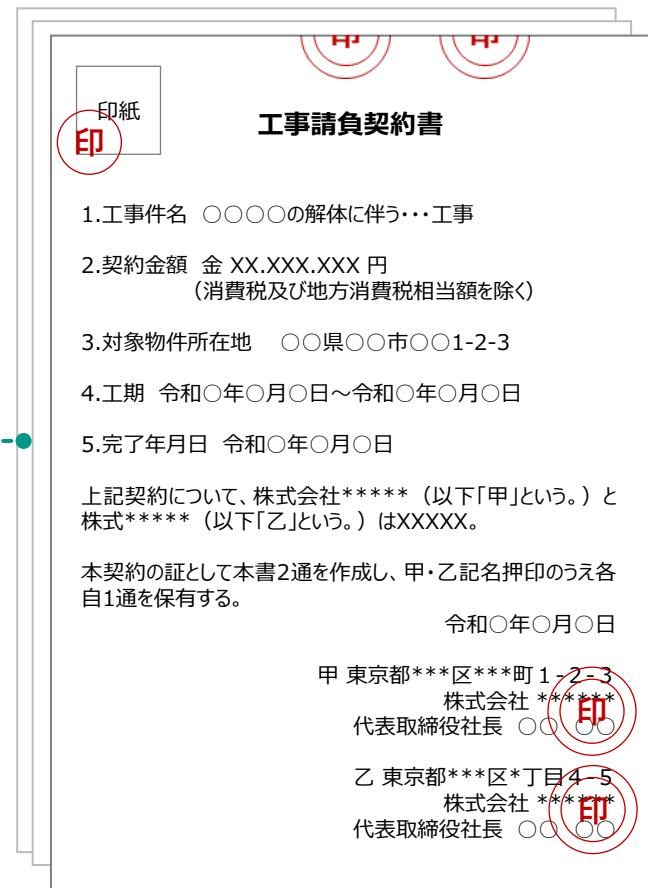
- ① 契約当事者
- ② 契約相手方
- ③ 契約内容
- ④ 契約期間
- ⑤ 契約金額（税金表示）
- ⑥ 支払条件
- ⑦ 契約締結日、押印等
- ⑧ 印紙（必要に応じて貼付）

■ 証憑提出時の留意点

- 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
- 契約日が補助事業期間内となっているか。
- 双方の押印が完了している契約書か。
- 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。

目次に戻る

廃業費の目次に戻る



3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

① 契約書（原状回復費）

必須

資料準備の留意点

- 原状回復費（借用物）について、当初契約条件を確認するため、賃貸借契約書を提出してください。
- 契約書については、該当ページのみならず、全てのページを提出してください。

（具体的な留意点）

■ 契約書上の必要記載事項

以下①～③が確認できることが必要です。

- ① 契約当事者（補助事業者）
- ② 契約内容

（原状回復に関する条項により、当初条件が確認できるか。また、契約対象となる物件や設備は、補助事業に関連したものか）

- ③ 契約期間（補助事業期間にかかるか）

版：家賃償修保証書型

る行為
反社会的勢力に實權

・部につき、賃借権を
剥奪、改進若しくは損
ない。別表第2に掲げる行
と、甲に通知しなけれ

ならない。この場合の
ったものはこれが実態
きをとて通知しなけ
て、該当権利の実態を
通知し修復の必要に
れるにもかかわらず、
ができる。この場合
求するほか、自ら行
用はこれが実態するも

の期間を定めて該当
しないときは、本契約

1を定めて該当義務の
当該義務違反により
約を解除することが

1を定め1第六条から第
1手方は、何らの理由

平成30年3月版：家賃償修保証書型

一 第7条第1項をその義務に反する事務が判明した場合
二 諸約権利に自らは名義が反社会的勢力に該当した場合
4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合は別表第1第六条から第八条に
掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
（乙からの解約）
第11条 乙は、甲に付して少なくとも30日前に諸約の申入れを行うことにより、本契約を解
約することができる。
2 本契約の履行にかかわらず、乙は、契約書入れの日から30日分の費用（本契約の解約後の業
務相談料を含む。）を甲に支払うことにより、契約書入れの日から起算して30日を経過する
日までの間、隨時に本契約を解約することができる。

（一部被失却による業種の変換等）
第12条 本物件中の一部が失却その他の事由により使用できなくなった場合において、それが
このために害を及ぼすことができない理由によるものであるときは、業者は、その使用できなく
なった部分の部分に応じて、解約されるものとする。この場合において、甲及び乙は、業種
の変更、業界その他必要な事項について協議するものとする。
2 本物件の一部が失却その他の事由により使用できなくなった場合において、該存する部分
のみではこれが業種をした目的を達成することができないとときは、乙は、本契約を解除するこ
とができる。

（契約の終了）
第13条 本契約は、本物件の全部が失却その他の事由に
によって終了する。

（明渡し）
第14条 乙は、本契約が終了する日までに（第10条の
にあっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければなら
2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

（明渡し時の原状回復）
第15条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の耗耗及び本物件の性質変化を除き、本物件を
原状回復されなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じた
ものについては、原状回復を要しない。
2 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、契約時に約定を定めた場合は当該契約を含め、
別表第5の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

（立入り）
第16条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があると
ときは、あらかじめ乙の承認を得て、本物件内に立ち入ることができる。
2 乙は、正当事由がある場合は甲を、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはで
きない。
3 本契約終了日において本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び乙見をするときは、甲及び乙見をする者は、あらかじめ乙の承認を得て、本物件内に立ち入
ることができるものとする。
4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合は他の緊急の必要がある場合は、お
いては、あらかじめ乙の承認を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合にお
いて、甲は、この不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙に通知しなければなら
ない。

対象の条項が
確認できること

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

② 業務完了書類（検収記録付き）

必須

資料準備の留意点

- 発注・契約内容に基づいて役務が完遂されているか確認するために、納品書または完了報告書が必要です。
- 検収記録が確認できる納品書または完了報告書を提出してください。

(具体的な留意点)

- 検収の実施について
 - ・ 納品書及び完了報告書を基に、発注・契約内容が適切に遂行されたか、発注者側が検収（納品物が発注内容に適合するか確認する）を行ってください。
 - 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載または押印。
 - ② 別途、検収書類を検収記録の代替とすることも可。

各経費区分で必要となる書類は以下のとおりです。

経費区分	必要となる書類
廃業支援費	納品書または完了報告書等
在庫処分費（自己所有物）	廃棄証明書または完了報告書等
解体費（自己所有物）	解体証明書または工事完了報告書等
原状回復費（借用物）	原状回復証明書または工事完了報告書等
移転・移設費用	移転・移設証明書または工事完了報告書等

株式会社 *****
代表取締役社長 ○○ ○○ 様

工事完了報告書

株式会社 *****
東京都***区*丁目4-5
代表取締役社長 ○○ ○○ 社印

令和〇年〇月〇日に貴社より受託いたしました、〇〇〇〇〇工事につきまして、以下の通り業務を完了しましたのでご報告申し上げます。

- ・工事件名：XXXXXXX
- ・業務受託日：XX年XX月XX日
- ・工期：XX年XX月XX日～XX年XX月XX日
- ・工事完了日：XX年XX月XX日
- ・受託金額：XXXXXX円
- ・工事内容：
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- ・添付写真の通り工事を実施・完了いたしました。
【施工前、施工中、施工後の写真】

上記工事完了を確認しました。

証憑の種別を問わず、検収記録は必須です。

20XX年X月X日
株式会社 *****
担当者 山田○

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

③ 請求書

必須

資料準備の留意点

- 請求の発生有無及び請求金額を確認します。
 - 個人の専門家による請求書の場合は、源泉徴収分が差し引かれているか必ず確認してください。

(具体的な留意点)

■ 請求書の必要記載事項

以下①～⑦が全て確認できる請求書を提出してください。

- ① 請求書発行日
 - ② 請求先（補助事業者名）
 - ③ 請求書発行元（業者名）
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額（税込・税抜明記）
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦ 振込先口座（振込の場合）

■ 証憑提出時の留意点

- 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - 請求先、請求元、請求内容等は発注内容・納品書と整合しているか。
 - 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。
(補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができるか。)
 - 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカード一括か。

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

④ 写真（在庫処分費（自己所有物）/解体費（自己所有物）/原状回復費（借用物）/移転・移設費） 該当必須

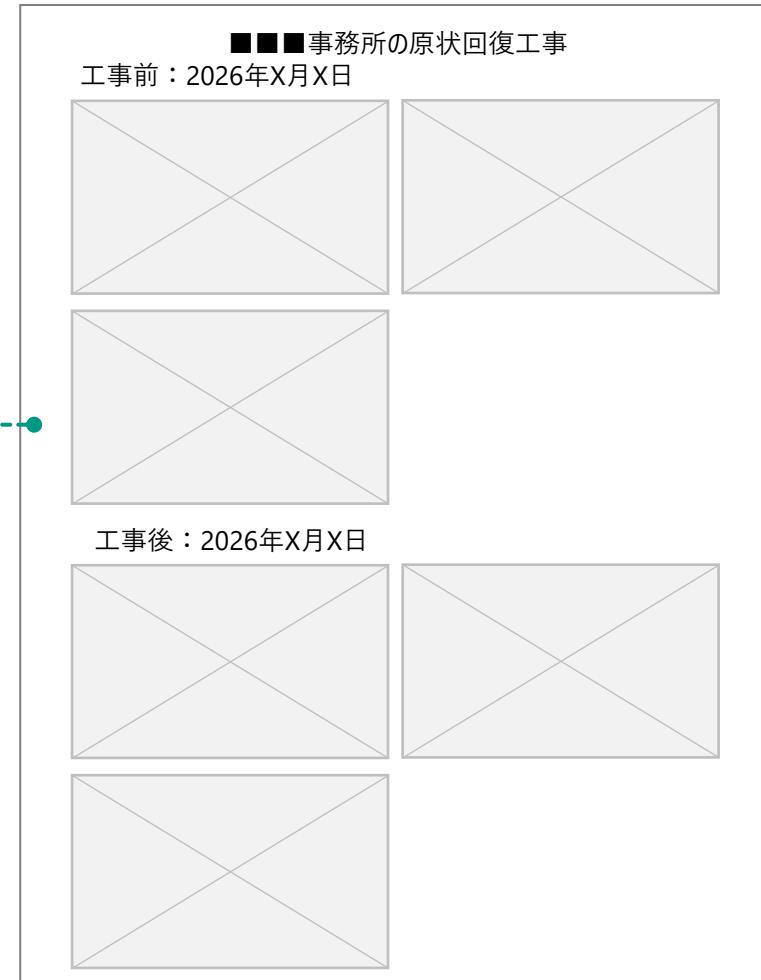
資料準備の留意点

- 在庫処分、解体、原状回復、移転・移設を業者等に依頼した場合は、対象物等及び完成度を確認するための写真を提出していただきます。
- 写真是、作業前 / 作業後は必ず提出してください。また、可能な限り作業中の写真も提出してください。

(具体的な留意点)

- 写真撮影に際して
 - 作業前：作業対象となる設備や物件、在庫等を撮影してください。写真の中で、作業対象物の全体感が確認できるかを確認してください。
(写りきらない場合は複数枚撮影してください。)
 - 作業後：作業前の写真と比較がしやすいよう、同じ対象設備や物件、在庫スペース等を撮影してください。
 - 作業中：搬出や解体の様子等、補足写真があれば提出してください。

経費区分	必要となる写真
在庫処分費 (自己所有物)	商品在庫を処分したことがわかる、処分前と処分後の写真
解体費 (自己所有物)	建物や設備機器等の解体をしたことがわかる、解体前と解体後の写真
原状回復費 (借用物)	原状回復対象物件やレンタル品等を原状回復したことがわかる、原状回復前と原状回復後の写真
移転・移設費	移転・移設状況（撤去及び設置）がわかる、移転・移設前と移転・移設後の写真



目次に戻る

廃業費の目次に戻る

3.5 経費区分別の証拠書類等について | 廃業費

⑤ 登記完了証、閉鎖事項全部証明書等の写し（廃業支援費）

該当必須

資料準備の留意点

- 廃業支援として、依頼内容が適切に行われていることを確認します。

(具体的な留意点)

- 提出物に関して
 - ・発生した経費の成果物（コピー）の提出が必要となります。
 - ・補助対象期間中に業務が遂行（依頼した役務・サービスが納品）されていない場合、補助対象外となりますので注意してください。

登記完了証(書面申請)		
申請受付年月日	●●●●●	
申請受付番号	●●●●●	
登記の目的	建物の滅失の登記	
登記の年月日	●●●●●	
不動産	建物	●●●●●
	●●	●●●●
	●●	●●●●

目次に戻る

廃業費の目次に戻る

4. 【賃上げ要件での加点申請時】賃金引上げの証拠書類

賃金引上げの実施状況に関する確認【補助上限額の引上げに係る賃上げ】

【補助上限額の変更に関する賃上げ要件】の申請及び交付決定を受けた事業者については、実績報告時に補助事業期間の賃上げの実施状況を報告していただく必要があります。

公募要領より、【補助上限額の変更に関する賃上げ要件】

補助事業期間終了時に、**公募申請時と比較し事業場内最低賃金+50円以上の賃上げを実施すること**

※対象とする事業場は、補助事業の実施先であること。

※賃上げの達成については補助事業完了後の実績報告時に確認するものとし、本報告時に補助事業期間終了日を含む支払期間の賃金台帳等の提出を求める。実績報告時に本要件を未達の場合は、交付決定通知書に記した補助上限額の変更（1,000万円を800万円に減額）を行う。

※補助事業終了後も、後年の事業化状況報告書において、継続して賃金台帳の提出を求め、賃上げ状況が継続されない場合は返還を求める場合があるので注意すること。

	要否	書類名	記載ページ
①	該当必須	対象月（支払期間）の賃金台帳 ※全従業員分	44
②	該当必須	対象月（支払期間）の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳	45
③	該当必須	労働者名簿 ※全従業員分	46

なお、（補助上限額の引き上げは申請せず）加点事由のために公募申請時に賃上げの表明をしている事業者の賃上げ状況については、事業化状況報告時に確認をとりますので、同様の証憑を準備の上、事業化状況報告の際に提出をお願いいたします。

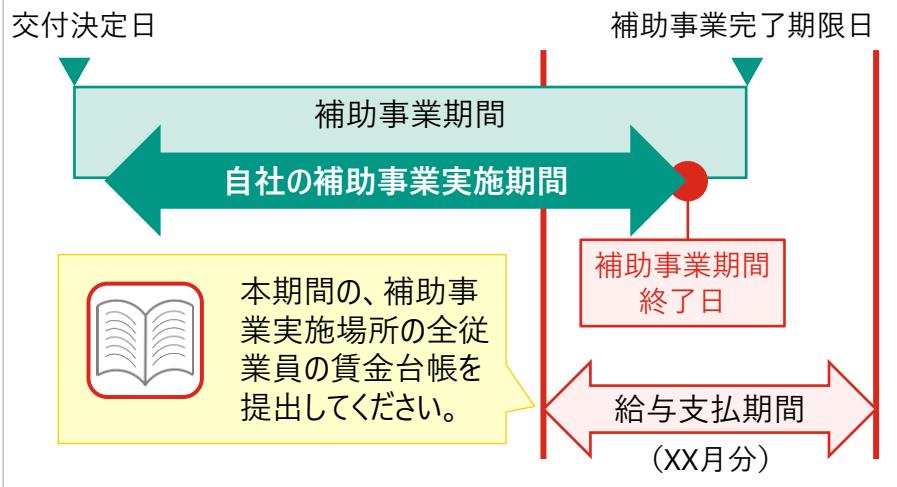
4. 【賃上げ要件での加点申請時】賃金引上げの証拠書類

① 対象月（支払期間）の賃金台帳 ※全従業員分

該当必須

資料準備の留意点

補助事業期間終了日を含む支払期間の賃金台帳を提出してください。



(具体的な留意点)

- 賃金台帳は、自社で通常管理している任意様式で構いません。
- 対象月分のみを提出してください。
- 全従業員分の賃金台帳を提出してください。
- 必要事項を補記（手書きも可）の上、提出してください。

以下①、②を確認しますので、わかりやすく補記の上提出してください。

② 給与支払期間 (XX年XX月分) XX月XX日～XX月XX日	
1	（赤枠で囲まれた部分）
2	（青枠で囲まれた部分）

（赤枠で囲まれた部分）

（青枠で囲まれた部分）

①、②が確実に確認できる賃金台帳を提出してください。

①：対象従業員の、対象月における賃金状況

②：対象月と、対象給与支払期間

※ 自社で導入している賃金管理ソフト等から、従業員氏名、対象賃金、労働時間等を抽出した一覧表形式の提出も可とします。

4. 【賃上げ要件での加点申請時】賃金引上げの証拠書類

② 対象月（支払期間）の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳

該当必須

資料準備の留意点

最低賃金の対象者については、
①～⑤が確実に確認できる賃金台帳を提出してください。

- ① 対象従業員の、対象月における賃金状況
 - ② 補助事業者名
 - ③ 対象月と、対象給与支払期間
 - ④ 時給換算額
 - ⑤ 対象者氏名
- ①～⑤を、公募申請時の提出資料（確認書や賃金台帳）等と照合します。

②	補助事業者名	③	給与支払期間（XX年XX月分） XX月XX日～XX月XX日			④	時給換算額：XXX円			⑤		
賃 金 台 帳 <small>（常時使 用され るもの）</small>	様式第20号（第55条）											
	賃金計算期間 20XX年XX月分											
	労働日数		日		日		分		分		分	
	労働時間数		時間		時間		時間		時間		時間	
	休日労働時間数		時間		時間		時間		時間		時間	
	早出残業時間数		時間		時間		時間		時間		時間	
	深夜労働時間数		時間		時間		時間		時間		時間	
	基本賃金		A 円		円		分		分		分	
	所定時間外割増賃金		円		円		日		日		日	
	手当		円		円		時間		時間		時間	
手当		円		円		時間		時間		時間		
手当		円		円		時間		時間		時間		
手当		円		円		時間		時間		時間		
小計		0 円		円		0		0		0		
非課税分賃金額		円		円		0		0		0		
臨時の給与		円		円		0		0		0		
賞与		円		円		0		0		0		
合計		円		円		0		0		0		
社会保険		円		円		0		0		0		
厚生年金・保険		円		円		0		0		0		
雇用保険		円		円		0		0		0		
控除額		円		円		0		0		0		
小計		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		
差引残		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		
所得税		円		円		0		0		0		
市町村民税		円		円		0		0		0		
金		円		円		0		0		0		
小計		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		
実物給与		円		円		0		0		0		
差引支払金		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		
領收印	月 日	印 日	月 日	印 日	月 日	印 日	月 日	印 日	月 日	印 日	月 日	

②～④は手書きの補記
でも問題ありません。

最低賃金の対象となる賃金（A）/手当の確認（B）は、以下ページをご参照ください。

■ [最低賃金の対象となる賃金 | 厚生労働省](#)

基本的な時間給の求め方は、
(基本賃金A + 最低賃金の対象となる手当B) ÷ (時間)
となります。

計算方法については、以下ページをご参照ください。
■ [最低賃金額以上かどうかを確認する方法 | 厚生労働省](#)

目次に戻る

賃金引上げの証拠書類の目次に戻る

4. 【賃上げ要件での加点申請時】賃金引上げの証拠書類

③ 労働者名簿

該当必須

資料準備の留意点

現在雇用している従業員の労働者名簿（全従業員分）を提出してください。

- 労働者名簿は、自社で通常管理している任意様式で構いません。
- **補助事業実施場所に従事する全従業員分の労働者名簿を提出してください。**
- 対象の給与支払期間時点での雇用している従業員が対象です。（退職者等の名簿提出は不要）
- 自社で導入している人事労務管理ソフト等から、必要情報を抽出した一覧表形式の提出も可とします。

【参考】

※法定帳簿としての記載項目

- ①労働者氏名、②生年月日、③履歴、
- ④性別、⑤住所、⑦従事する業務の種類、
- ⑧雇入れ年月日、⑨退職または死亡年月日、その理由や原因

株式第十九号（第五十三条関係）

労 働 者 名 簿

履歴	死 又 退 亡 は 職			性別
	をは場事事 合由由 むそにがへ のあ解退 理つ雇職 由ての	年 月 日	生 年 月 日	
				の従 事 類 する 業 務
				雇 入 れ 年 月 日
				住 所

目次に戻る

賃金引上げの証拠書類の目次に戻る